

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ガンビア人権報告書 2016 年版

概要

ガンビアの憲法は複数政党制民主共和国であるための完全な条項と保証を備えている。しかし、人権団体や野党は、政府が繰り返し民主主義を制限する措置を取ったと主張した。2011 年の選挙において、有権者は、平和で秩序ある選挙により、4 期目に立候補したヤヒヤ・ジャメ (Yahya Jammeh) 大統領を再選した。しかし、国際的な観測筋は、この選挙は自由でも公正でもなかったと指摘した。ジャメ大統領率いる愛国再建同盟 (Alliance for Patriotic Reorientation and Construction) (APRC) が政治の世界における支配力を継続し、2012 年の国民議会選挙、及び 2013 年の地方選挙で議席の圧倒的多数を獲得した。政府の介入と対立候補の脅しに抗議するため、7 つの野党のうちの 6 つが国民議会選挙と地方選挙の両方をボイコットした。

時として、文官当局は治安部隊に対して効果的な統制力を保持していなかった。政権は (2016 年) 4 月 14 日、4 月 16 日及び 5 月 9 日の国民の平和的抗議行動に過剰な武力で対応した。3 回の抗議行動の際に、統一民主党 (United Democratic Party) (UDP) の支持者 70 名以上が逮捕され、そのうちの何名かは殴打され、拷問を受けた。(2016 年) 7 月 20 日と 7 月 21 日に被勾留者 3 名が有罪判決を受け、懲役 3 年の刑に処せられた。被勾留者のうち 2 名は勾留中に死亡した。

公正で民主的な投票であったと国際的な観測筋に評価された (2016 年) 12 月 1 日の大統領選挙において、野党統一候補のアダマ・バロウ (Adama Barrow) に敗れたジャメ大統領が初めはその結果を受け入れたものの、その後拒否するという政治危機が発生した。(2016 年) 12 月 9 日、ジャメ大統領は選挙をやり直すと宣言し、同じく 12 月、選挙結果に関する最高裁判所への 3 件の異議申し立てを承認した。ジャメは、西アフリカ及びサヘル担当国連事務総長特別代理と西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の幹部 2 名の交渉チームによる訪問を受けたにもかかわらず、退陣を拒否した。(2016 年) 12 月 9 日から年末までに、「#ガンビアは決定した」というスローガン入りの T シャツを着た人々が数人逮捕された。(2016 年) 12 月 13 日、軍が独立選挙委員会の本部を占拠した。また、(2016 年) 12 月、ジャメはバロウ次期大統領に平和的に権限を移譲するよう求める地域の宗教組織、専門家団体、非政府組織、市民組織の要求を拒否した。

報告された最も深刻な人権侵害には、拷問、恣意的な逮捕、及び外部から隔離された長い裁判前勾留、市民の強制的失踪、政府を批判する者に対する政府の嫌がらせと虐待が含まれた。当局者は、権力を維持するために、多様な脅しの手段を日常的に使用した。

報告されたその他の人権侵害としては、腐敗した非効率的な司法、劣悪な刑務所の状況、適正手続の拒否、プライバシーと言論・報道・集会の自由の制限、汚職、女性と女兒に対する暴力（女性器切除／女子割礼（FGM/C）を含む）、早期結婚と強制結婚、児童売春を含む人身売買、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックスの人々への差別、及び児童労働が含まれた。

政府は FGM/C と早期結婚及び強制結婚を禁止する法を施行し、こうした虐待を行った者を訴追又は処罰する措置を取った。しかし、引き続き、刑事免責及び一貫した執行の欠如が問題であった。

第 1 節 個人の完全性の尊重，以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪，及びその他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府の代理人が恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという報告が複数あった。（2016 年）6 月 16 日、政府は、UDP 組織部長（Organizing Secretary）、エブリマ・ソロ・サンデン（Ebrima Solo Sandeng）が警察による勾留中に死亡したことを確認した。（2016 年）4 月 14 日、サンデンは「適切な選挙改革」を要求する平和的抗議行動を主導したとして国家情報局（National Intelligence Agency）（NIA）に逮捕され、伝聞によると拷問を受けて死亡した。拘束された抗議者の 1 人であるノゴイ・ヌジエ（Nogoi Njie）は、（2016 年）4 月 14 日に NIA の本部でサンデンが「全裸で地面に横たわり、ひどく殴打され、身体が腫れ上がり、おびただしく出血している」のを見たと言った。裁判手続において被告側弁護士がサンデンの所在を知りたいと要求したのを受け、検察はサンデンが死亡したことを認めた。検察がこれを認めたのは、（2016 年）6 月 14 日に週刊ニュース雑誌 *Jeune Afrique* のインタビューを受けた大統領がサンデンの死を認め、勾留中又は取調中に人が死亡するのは「よくあることだ」と主張した後のことであった。UDP のサンドゥ・ダルシラミ（Sandu Darsilami）選挙区の副議長、イブリマ・ソロ・クルマー（Ibrima Solo Krummah）が（2016 年）8 月 20 日に、国による勾留中に死亡したと伝えられた。UDP の党员らは、（2016 年）5 月 9 日に他の UDP 党员らとともに逮捕されたクルマーが拷問を受け、治療を拒まれたと主張した。しかし、政府は、クルマーは治療を受け、自然死したと言った。

b 失踪

2016 年、政治的動機による失踪の報告があった。伝えられるところによると、UDP の支持

者が組織した（2016年）4月14日と4月16日の平和的抗議の数日後に、私服の男たちがUDPの支持者であるサヌシ・サニャン（Sanusi Sanyang）を拉致した。2013年、米国とガンビアの二重国籍を持つ2名の個人、アルハジー・セーサイ（Alhgie Ceeway）とエブリマ・ジョベ（Ebrima Jobe）が、この国で最後に姿を見られた後、失踪した。2014年、検事総長は、政府がこの失踪の調査を開始したと述べた。（2016）年末までにこの事件に関する最新情報はなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律ではそうした習慣を禁じているが、治安部隊が被勾留者を拷問、殴打、虐待したという報告があった。（2016年）5月11日、3人の男性の私的な会話を耳にした政府の役人が、大統領がマンディンカ族を嫌っていると3人が言ったと主張して3人を逮捕し、扇動の罪で起訴した。（2016年）6月21日、弁護人のアブドゥリー・ファッティ（Abdoulie Fatty）は被告らの供述の証言能力に異議を唱えた。弁護人は、被告らは身体的及び心理的な拷問を受け、電気ショックによって脅され、銃を向けられ、警察が書いた自白供述書に署名するよう強いられたと主張した。（2016年）6月29日、治安判事は被告らに対し、供述が行われた状況を証言及び説明するよう命じた。（2016）年末時点でこの事件は係争中であつた。

2014年、政府は国連特別報告者が拷問と司法手続を経ない処刑に関する調査を行うことを初めは認めていたが、後にそれを妨害した。調査チームの予備的な調査結果から、NIAが日常的に拷問を行っていることが示された。伝聞によると、警察は一般的な犯罪の被疑者を拷問した。国連の調査結果は、NIAが勾留者を数日から数週間にわたって拷問したことを示しており、その方法には激しい殴打、電気ショック、窒息、火責めが含まれていた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）によると、水責め、強姦、埋葬の真似も含まれていた。

治安部隊は、（2016年）4月14日、未許可の抗議行動に参加したとして、反対派活動家のノゴイ・ヌジエ（Nogoi Njie）を逮捕した。（2016年）5月11日の宣誓供述書において、ヌジエは自分及びいっしょに勾留されていた人々がバンジュール（Banjul）の本部でNIAによっていかに虐待されたかを細かく説明した。ノゴイは、手錠を掛けられ、水をかけられながらホースと警棒で叩かれ、殺すと脅されたと述べた。

2016年、虐待を行ったとして治安部隊のメンバーが民事法廷又は軍事法廷において訴追されたという報告はなかった。2001年損害賠償法は、「緊急事態」又は「不法集会」の際の治安部隊の行為について訴追を阻止する権限を大統領に与えている。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は過酷であり、食料不足、著しい過密、身体的虐待及び不十分な衛生環境と医療のために、場合によっては生命が脅かされることもあった。

物理的状況：監房は過密であり、湿気が多く、換気が十分になされていなかった。受刑者は劣悪な衛生状態と食事に苦情を述べており、ときには床に寝なければならないこともあった。ある受刑者は、夜にはしばしば長時間完全な暗闇となるのに加え、監房内の配線に欠陥があり、それに対処がなされていないために頻繁に感電する監房に収監されていたと報告した。刑務所は、有罪判決前には被勾留者が外部から食物を受け取ることを認めたが、有罪判決を受けた収監者は刑務所によって供給される食事以外は食べることを認めなかった。刑務所内の医療施設は不十分であり、当局は病気になった収監者をバンジュールの病院又は近くの保健所に送り、そこで検査と治療を受けさせた。元収監者及び人権に関する非営利組織（NGO）は、受刑者の死亡率が高いと報告した。それらの報告から、放置又は医療を受けられないことによって受刑者が死亡していることが示された。夏の間、監房内の温度はきわめて高くなるが、温度を下げる手段は一切なかった。NIAの当局は、ほとんどの被勾留者を独房、それもしばしば多数のネズミや昆虫が出る部屋に収監していた。

2015年、収容人数450名のマイル2刑務所（Mile 2 Prison）には、6名の女性を含む536名の受刑者と被勾留者が収監されていた。

運営：当局は一般に収監者に面会を認めていたが、政治犯は例外であった。伝えられるところによると、政治犯は弁護士や家族との面会が拒否されていた。

当局は、時として、非人道的な状況に関する信頼できる申し立てについて調査を行った。いくつかの政府機関の代表を含む刑務所訪問委員会が刑務所の状況を監視する権限を有している。オウスマン・ソンコ（Ousman Sonko）前内務相は、同委員会が毎週中央刑務所を訪問し、標準以下の状況について報告書を提出していると述べた。

オンブズマン事務局（Office of the Ombudsman）は、保釈の条件、公判前勾留、未成年者の拘束に関するものを含め、提出された全ての苦情を調査することができる。

独立的監視：政府は、刑務所の状況を監視するために国際赤十字委員会又はメディアが刑務所にアクセスすることを認めなかった。地元のNGOと外交使節団が受刑者の支援を行ったが、当局はそれらが状況を監視することは認めなかった。

2014 年、政府は、拷問と司法手続を経ない処刑を調査する国連特別報告者を国に招いた。しかし、政府は、2014 年 8 月に、説明なくこの招きを取り消し、2014 年 11 月に日程を変更した。国連特別報告者のチームが到着した後、政府は合意された取決め事項に違反してマイル 2 刑務所の警備棟へのアクセスを拒否した。その結果、特別報告者らはその責務を完全には果たすことができなかった。

d 恣意的な逮捕又は勾留

憲法及び法律では恣意的な逮捕と勾留を禁止しており、当局は警察又はその他の治安機関によって逮捕された者を 72 時間以内に起訴又は釈放しなければならないと規定している。しかし、警察やその他の治安部隊が市民を恣意的に逮捕した例や、正式に起訴することなく 72 時間以上勾留した例がきわめて多数あった。

恣意的な逮捕又は勾留の 1 例は次のとおりである。(2016 年) 9 月 1 日、モモドゥ・サリョ・ジャロウ (Momodou Sarjo Jallow) は 8 月 23 日の外務副大臣任命を取り消され、(2016 年) 9 月 2 日に逮捕された。(2016 年) 10 月 7 日、ポイント (*Point*) 紙は、ジャロウがバンジュー特別刑事裁判所での裁判において上席弁護士アントゥマン・ゲイ (Antouman Gaye) の弁護を受けたこと、及びジャロウが NIA に拘束されていたことを報じた。当局はジャロウが NIA に拘束されていたことを認めず、ジャロウは裁判所に出頭しなかったが、オッタバ (Ottaba) 判事は (2016 年) 10 月 17 日、20 万ダラシ (4,550 ドル) の保釈金、同額の財産、及びガンビア人の保証人 2 名を差し出すならばジャロウを保釈すると裁定した。

警察及び治安組織の役割

ガンビア軍は対外的な防衛に責任を持ち、大統領が兼任する防衛大臣の管轄下に置かれている。内務省の管轄下にある警察は公共の治安に責任を有する。大統領直轄の NIA は国家の安全を守り、情報を収集し、秘密捜査を行うことに責任を有する。法律は NIA に警察の虐待の捜査を行う権限を与えていないが、NIA はしばしば犯罪被疑者の勾留や尋問といった警察の役割を実行していた。内務省の管轄下にある移民局は移民と国境警備に責任を負っている。

治安部隊の隊員は汚職に手を染めていることが多く、有効な働きをしていなかった。刑事免責が問題であり、時として警察は裁判所の命令を無視した。

ガンビア警察の訴追・法務課には人権問題を担当する 2 名の職員がいるが、2016 年中に警

察官による虐待の苦情は受けなかったと述べた。観測筋は、報復の恐れ、実質的な救済措置の欠如、及び警察への全般的な不信から、市民がこの課に虐待を報告しなかったと考えている。警察官に対する苦情のほとんどはオンブズマン事務局が処理していると思われた（第5節参照）。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

法律では、逮捕の前に逮捕令状を取得することを当局に求めているが、警察と NIA はしばしば令状なしで個人を逮捕した。勾留期間は一般に数時間から 72 時間であった。72 時間というのは法定上限であり、これを超えると勾留者を起訴又は釈放しなければならない。しかし、この上限を超えて勾留が続く例が多々見られた。当局は概して被勾留者に速やかに容疑を通知しなかった。機能する保釈制度があったが、検察は習慣的に、軽犯罪で拘束された被勾留者に対してさえ保釈の請求に反対し、また裁判の準備の時間を増やすために長期にわたる裁判延期を命じた。判事及び治安判事は、不当に高い保釈金額を設定することもあった。裁判所は時として、検察側の裁判準備の時間を増やすため、保釈金で被疑者を釈放し、被疑者が裁判所を出るとすぐに法執行機関に再逮捕させた。

伝聞によると、2014 年、当局は国有テレコム会社 GAMTEL の人事部長、シーディ・ジャイテ (Seedy Jaiteh) を自宅で逮捕し、スモークガラスのついた覆面パトカーで連れ去った。メディアは、当局は家族や弁護士がジャイテに面会するのを認めなかったと報じた。(2016) 年末時点で、ジャイテはまだ勾留されていた。

当局は概して有罪判決を受けた受刑者が私的に弁護士に会うことは認めたが、被勾留者が弁護士や家族にすぐに接触するのは認めなかった。司法は殺人又は過失致死で罪を問われた貧困者に対してのみ、公費で弁護士を提供した。

1997 年の憲法採択前に施行された軍法は、NIA 及び内務大臣に対し、「国家安全保障の目的で、」起訴せずに無期限に個人を勾留する幅広い権限を与えている。この勾留の法は憲法と矛盾するが、法的に異議申し立てがなされたことはない。政府は、この軍法はもはや施行されていないと主張したが、引き続きそうした勾留が行われた。

(2016 年) 4 月 17 日、野党 UDP の党首オウセーヌー・ダルボエ (Ousainou Darboe) を弁護したアントゥマン・ゲイ弁護士とその共同弁護人は、バンジュール高等裁判所に、「弁護士及び家族と面会し、医療を受け、家族から食料を受け取ることを被疑者に認めるという裁判所命令を当局が無視している」と訴えた。

恣意的な逮捕：治安部隊は、2016年、日常的に市民の恣意的な逮捕を行った（第1節e項、第2節a項及び第5節参照）。2014年、大統領は新たに任命されたモモドゥ・サバリー（Momodou Sabally）教育大臣を解任した。サバリーは、罪状なくNIAによって41日間拘束された。サバリーはその後、大統領の政権内で職務を果たしている間に職権乱用で起訴され、およそ5か月間勾留された後、裁判を待つ間に保釈金を支払って釈放された。政府は（2016年）9月に、説明なく起訴を取り下げた。

（2016年）1月27日、*フォロヤ*（*Foroyaa*）紙は、30名の女性警察官と兵士が、2015年9月にジャメ大統領が禁止した皮膚脱色を行った嫌疑で、ユンドゥム（Yundum）警察署とファジャラ（Fajara）訓練学校で恣意的に勾留されたと報じた。（2016年）2月2日、女性勾留者たちは、起訴も裁判所への出頭もなく釈放された。

裁判前の勾留：司法制度における未処理事件の多さと非効率のため、長期にわたる裁判前勾留が生じていた。2015年、刑務所の収監者のおよそ30%は裁判前勾留者であった。中には裁判を待ちながら数年にわたって収監されている者もあった。

行政機関が裁判所の事件に介入した。判事及び治安判事は、日常的に、恣意的な勾留であるという被告の異議申立てを無視するか、又は即時却下した。恣意的な逮捕に対する合法的な異議申し立てに裁判所が前向きに対応した場合には、国は例外なく裁判所の判決を無視した。

勾留の正当性について裁判所に異議を申し立てる被勾留者の能力：刑事事件であるかその他の理由であるかにかかわらず、逮捕又は勾留された者は、勾留の法的根拠や恣意性について裁判所に異議を申し立てることができるが、それが認められることは稀である。

恩赦：2015年、大統領は、数名の政治犯を含む256名の有罪受刑者と被勾留者を赦免した。そのうちの数名は政治犯であった。大統領はこの恩赦の範囲を拡大し、2014年12月の失敗したクーデターへの関与が疑われた者の被勾留家族12名もこれに含めた。有罪判決を受けた受刑者には53名の外国人が含まれていた。その後、その全員が国外に追放されるか、又は出国が認められた。

e 公正な公判の否定

憲法では司法の独立を規定している。しかし、裁判所には独立性が欠如しており、判事や弁護士の腐敗が蔓延していると伝えられた。アムネスティ・インターナショナルは、（通常は司法委員会（Judicial Service Commission）と協議の上で）判事を解任できる大統領の

権限が司法の独立を妨げていると指摘した。「センシティブな」事件で政府に不利だと考えられる判決を下した裁判長は解任される恐れがあった。

司法上級職の身分は非常に不安定であった。例えば、(2016年)5月3日、オマール・ジャバン (Omar Jabang) 治安判事が解任及び逮捕された。実業家のユスファ・サイディ (Yusupha Saidy) に無罪判決を下したためであると言われる。ジャバンはバンジュールの警察本部に2日間勾留された後、復職し、引き続き裁判長としての職務を果たした。

証人、判事及び弁護士の出廷が遅れる、出廷していない、又は出廷できないという状況が頻発したことにより、裁判が妨げられた。また、多くの事件において警察又は NIA に捜査継続の時間を余分に与える目的で裁判が休止されたことから、遅れが生じた。

政府は、未処理事件の累積を緩和するために、法制度が類似している英連邦諸国、特にナイジェリアから引き続き判事や治安判事を採用した。当局は特に、しばしばセンシティブな事件で裁判長を務める外国人の治安判事や判事に対し、行政からの圧力を加えた。

裁判手続

法律では推定無罪、不当な遅れのない公正で公開された裁判、弁護の準備をする十分な時間と施設、及び上訴の権利を規定している。しかし、当局は通例、被告に対する告訴を本人に適切に通知しなかった。当局は、訴追された瞬間から全ての上訴が終わるまで、必要に応じ無料で被告の現地語への通訳を行った。法律により、誰も証言すること又は罪を自白することを強要されない。裁判は、証人の身元を保護するために非公開裁判が必要とされる場合を除き、一般に公衆に公開された。被告は弁護人と相談することができ、証人と対決する権利、自分に不利な証拠に異議を申し立てる権利、自分に有利な証人と証拠を提示する権利、及び上級裁判所に判決を上訴する権利を持っている。法律はこれらの権利を全ての市民に与えており、2016年、当局はこれらの権利を否定しなかった。しかし、アムネスティ・インターナショナルによると、当局がこれらの権利又は逮捕や勾留の理由を被勾留者に通知するのは稀であった。被告の弁護人は政府が保有する証拠へのアクセスを要求することができるが、実際にそれが行われることはほとんどなかった。保釈が認められた者に対して「保証金」の支払いを裁判所が命じた場合には、保証人は被告の保釈を容易にするため、裁判所に要求されるとおりに国内書面を預け入れる。被告人が保釈中に逃亡した場合には、「保証金」を支払った保証人が逮捕される。

軍事法廷は民間人の裁判を行うことができない。軍法会議の審理は、上級士官らによる陪審団の支援を得て法務官 (judge advocate) が議長を務める。以前とは異なり、最近の審

理手続はメディア又は国民に公開されなかった。2015年4月、当局は、2014年12月の失敗したクーデターの試みに関連した国家反逆罪及びその他の犯罪によって起訴された6名について、軍法会議の判決を伝えるプレスリリースを発表した。当局は、サリョ・ジャリュ（Sarjo Jarju）中佐、ブバ・サネー（Buba Sanneh）中尉及びモドゥ・ヌジエ（Modou Njie）元兵士に死刑を言い渡した。また、アブドゥリー・ジョベム（Abdoulie Jobem）大尉、ブバ・K. ボジャン（Buba K. Bojang）大尉及びアマドゥ・ソウェ（Amadou Sowe）中尉には終身刑が下された。（2016年）4月8日、有罪判決を受けた者のうちの4名——ジャリュ、ソウェ、サネー、ヌジエ——がその判決を不服として上訴したが、（2016年）6月10日、高等裁判所は裁判権がないという理由でこれらの上訴を却下した。しかし、憲法第130条(2)には、「上訴裁判所は法で規定される通りに軍法会議からの上訴に対して裁判権を有する」と規定されている。

司法制度は慣習法及びシャリーア（イスラム法）も認めている。

慣習法はムスリム以外の者の結婚と離婚、相続、土地の保有権、部族と氏族の長の地位、その他の伝統的・社会的な関係に適用される。地区（district）のレベルで慣習法を運用する地域の裁判所では、地区長が裁判長を務める。慣習法は年齢、性別、宗教にかかわらずなく全ての市民の権利を認めている。しかしながら、慣習法は女性に夫を尊敬すること、及び子どもに両親を尊敬することを義務付けている。

シャリーアはムスリムの結婚、離婚、相続を含む家庭の問題に適用される。イスラム裁判所と地区裁判所は、事件の当事者に標準的な法定代理権を与えていない。弁護士がイスラム法や慣習法の訓練を受けていないからである。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

2016年、政府が政治的な意見や結社に基づいて市民を勾留し、一部の人々を長期間隔離したという信頼できる報告があった。（2016）年末時点での政治犯には、党首と幹部をはじめとするUDPの支持者30名が含まれていた。UDPの支持者は、（2016年）4月14日と16日の平和的抗議、及び（2016年）5月9日の平和的行進の後に逮捕された。彼らは（2016年）7月20日と21日、元の起訴罪状7つのうちの6つで有罪判決を受け、最高3年の懲役が言い渡された。抗議行動に関連して有罪判決を受けた者の1人は、判事が判決文において検察が被告の罪を証明していないと書いたにもかかわらず、有罪となった。当局はこれらの受刑者をマイル2刑務所に収監した。法律により、彼ら是有罪判決から3か月間、家族との面会が認められなかった。（2016）年末時点で、逮捕から90日以上たっていたにもかかわらず、これらの受刑者は家族や弁護士に会うことが認められていなかった。また、政府は、

被勾留者に対する国際人権団体、国内 NGO、市民社会組織、国際赤十字委員会の通常のアクセスも認めなかった。(2016年)5月9日のバンジュール高等裁判所から UDP 党首オウセーヌー・ダルボエ (Ousainou Daroe) の家への平和行進中に逮捕された UDP の支持者 14 名は、まだ拘束され、公判中であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

高等裁判所は、市民権と人権の侵害に関する事件の審理を行う裁判権を有しているが、他の適切な救済方法があることに納得したならば、その権限の行使を拒否することができる。損害賠償法は、一部の事件において被害者が救済を求めるのを妨げていた。

政府は人権にかかわるいくつかの裁判所判決に従わなかった。(2016年)4月14日と4月16日の平和的抗議の後に勾留された UDP 支持者に関して、政府は家族の面会及び外部からの食料と衣服の受け取りを許可するいくつかの裁判所命令を無視した。個人及び組織は国内の不利な決定について地域の人権団体に訴えることができる。(2016年)8月6日、UDP は、ECOWAS 裁判所に対し、30名の UDP 党員の恣意的な逮捕、攻撃、拷問、不公正な裁判、有罪判決、及び懲役3年の刑に不服を申し立てる訴訟を起こした。また、UDP はこの裁判所で合計3億1,000万ダラシ(704万ドル)の金銭補償も求めた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律ではそのような行為を禁じているが、政府はこれらの禁止を尊重しなかった。ただし、恣意的な捜索と適正手続を欠いた財産の押収に関する憲法上の保護を適用する法令45は概して執行した。観測筋は、政府は反乱とみなす活動に従事している市民を監視していると考えていた。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論の自由と報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を制限した。フリーダムハウス (Freedom House) が発表した「世界における自由 2015年 (*Freedom in the World 2015*)」報告書には、「政府は報道の自由を尊重していない。扇動に関する法律は、反対意見を沈黙させる裁量権を当局に与えており、独立した報道機関及びジャーナリストは嫌がらせ、逮捕、暴力を受けている」と述べられている。

言論及び表現の自由：政府又は大統領を公的又は私的に批判した個人は政府の報復を受ける恐れがあった。

(2016年)5月11日、3人の男性、エブリマ・ケイタ (Ebrima Keita)、ムサ・フォファナ (Musa Fofana)、アラサナ・ジャロウ (Alasana Jallow) が逮捕された。彼らは(2016年)5月24日、バンジュール治安裁判所に召喚され、扇動の意図と暴力の誘発で起訴された。裁判所で検察官は3人が「野党の全ての党員は協力して、治安部隊の活動を難しくする民衆デモを組織すべきである。ジャメ大統領はマンディンカ族を嫌っている」と言ったために逮捕されたと主張した。(2016年)5月30日、裁判所は、合計5万ダラシ(1,140ドル)の保釈金と2つの保証金(被告が裁判所に戻ってくることを保証する者による預入金)で被告を保釈することを認めた。(2016)年末時点で、この事件は依然として係争中であった。

報道の自由：報道機関を過剰に束縛する法律は、新聞社に対して毎年再登録することを義務付け、いわゆる虚偽情報を発表することや憲法上の保護を損なうことに対して厳しい処罰を命じている。フリーダムハウスによると、これらの規定は反対意見を沈黙させる大きな権限を当局に与えていた。

2013年情報・通信法は、政府又は公務員に関する「虚偽のニュース」の流布、不満の刺激若しくは政府に対する暴力の扇動、又はインターネット上で風刺やその他の形で公務員を侮蔑する発言を犯罪と規定している。これらの犯罪には、高額の罰金若しくは15年以下の懲役、又はその両方が科せられる。報道機関における自己検閲が広く行われていた。

2015年7月、NIAの職員が、民間ラジオ局、タランガ (Taranga) FMの代表取締役アラギー・セーサイ (Alagie Ceesay) を逮捕し、数日間NIA本部に勾留した。タランガは地元の新聞記事を現地語に翻訳する国内唯一のラジオ局であり、その活動は以前に当局と摩擦を起こしていた。当局は、セーサイが銃と5つの弾丸を頭に突き付けられたジャメ大統領の写真の携帯メールで共有したと非難した。警察の監察官は、「大統領への不満、憎しみ又は不信を引き起こす意図」を持っていたとしてセーサイを治安裁判所に起訴した。2015年8月、公訴局長が、全て同じ写真に関連して他の6つの「扇動と扇動の意図」の罪状でセーサイを高等裁判所に起訴した。2015年10月、モモドゥ・ジャロウ (Momodou Jallow) 治安判事が訴追担当警察官の要求によってセーサイに対する起訴を取り下げたことから、下級審での彼の裁判は正式に終了した。裁判所はセーサイの保釈請求を4回却下した。(2016年)4月22日、国営のガンビア・ラジオ・テレビサービス (GRTS) は、バンジュールのエドワード・フランシス・スモール教育研究病院 (Edward Francis Small Teaching Hospital) で医学的な処置を受けていたセーサイが(2016年)4月20日に逃亡したと報じ、セーサイの逃亡を助けた者は「法によって厳しく罰せられることになる」と述べた。この事件は、(2016)

年末時点で、高等裁判所で係争中であった。

独立紙デイリー・オブザーバー (*Daily Observer*) は、政府に好意的な報道と社説を掲載した。野党が出版する新聞を含め、他の 4 つの独立新聞社は、政府に対して非常に批判的な姿勢を維持した。2012 年のデイリー・ニュース (*Daily News*) 紙の出版禁止は依然として有効であった。

GRTS と 9 つの民間ラジオ局が全国で放送を行っている。GRTS は政治的な反対活動を事実上全く報道せず、与党の活動は豊富に報道した。

暴力と嫌がらせ：メディアへの締め付けは 2016 年にも厳しかった。多数のジャーナリストが、政府の脅しと嫌がらせのために自ら国外に逃れていた。ジャーナリストが逮捕・勾留されたという報告はなかったが、人権団体のアーティクル 19 (Article 19) は、ジャーナリストが国際的なメディアによって発表された政府に批判的な情報に言及した後、脅迫電話を受けたという報告を複数受けた。

当局は、日常的に、政府に批判的だと受け止められている報道機関のジャーナリストが公的情報にアクセスするのを拒否し、一定の場所で行われる公式行事の報道からそれらのジャーナリストを排除した。

検閲又は内容の制限：民間の報道機関は一般に、政府による報復を恐れて自己検閲を行い、多くの報道機関がイスラムの原理に反する、又は他の宗教や宗派に不快感を与える内容を発表するのを自制した。しかし、独立系報道機関には恒常的に反対意見も掲載され、民間の英字新聞には政府への批判が頻繁に掲載された。

情報通信法は、オンラインでの発言に関し、懲役 15 年若しくは 300 万ダラシ (68, 200 万ドル) の罰金又はその両方の刑に処せられるいくつかの新しい犯罪を設けた。この法は、政府又は公務員に関する虚偽のニュースを流布すること、公務員を風刺又は侮辱すること、及び政府に対する不満を刺激し、又は政府への暴力を扇動することを犯罪と規定している。

国家安全保障：前年までと異なり、NIA は恣意的なメディアの閉鎖や司法外でのジャーナリストの勾留を行わなかった。しかし、ガンビア新聞連合 (Gambia Press Union) は、ラジオ局タランガ FM の経営者であるアラギー・セーサイが勾留中に拷問を受けたと主張した。

インターネットの自由

政府がインターネットへのアクセスを制限した、又は適切な法的権限なく政府が私的なオンライン・コミュニケーションを監視したという信頼できる報告はほとんどなかった。しかし、インターネットの利用者は、しばしばフリーダム・オンライン (Freedom Online) など海外のオンライン出版物のウェブサイトにはアクセスできなかつたと報告した。

「*アフリカの市場とテレコミュニケーションに関する 2016 年報告書 (The Africa Market and Telecommunications Report for 2016)*」は、2016 年、国民の 18.6%がインターネットを使用していると報告した。伝聞によると、(2016 年) 8 月、政府は Skype、及び FaceTime、Facebook ビデオメッセージ、WhatsApp などその他の人気のあるソーシャルメディアアプリを含め、ボイスオーバーインターネットプロトコル (VoIP) サービスへの公衆のアクセスを制限した。(2016) 年末時点で、これらの制限は継続していなかった。

学問の自由と文化的行事

2015 年 6 月、キラ・エース (Killa Ace) として知られるヒップホップ・アーティストのアリ・チャム (Ali Cham) が、政府の行動、特に言論の自由と報道の自由の制限、警察の残虐行為、汚職、公金乱用を批判する曲をリリースした。この曲はオンラインで視聴することができた。当局は曲を禁止しなかったが、チャムは両親が公安官から脅迫的な尋問を受けたためもはや安全とは感じられないと述べ、妻と娘を連れて国外に逃亡した。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法及び法律では集会の自由を規定している。しかし、警察は平和的なものを含め、デモを行う許可申請を組織的に拒否し、時として野党の集会開催許可を発行しないこともあった。

(2016 年) 4 月 14 日、UDP の支持者らは、商業の中心であるセレクンダ (Serrekunda) のウェストフィールド・ジャンクション (Westfield Junction) で平和的に集会を開き、「適切な選挙改革」を求めた。この抗議行動を率いた UDP の青年部リーダー、ソロ・サンデン (Solo Sandeng) が、仲間の抗議者 (人数は不明) とともに、警察介入ユニット (Police Intervention Unit) (PIU) に逮捕された。伝聞によると、PIU は群衆を解散させるために過剰な武力を使用した。サンデンは、逮捕のすぐあと、警察での勾留中に死亡した。UDP の党首オウセーヌー・ダルボエ (Ousainou Darboe) は、(2016 年) 4 月 16 日の平和的抗議行進を率い、「死んでいるか生きていのかにかかわらず」サンデンを釈放するよう求めた。ダ

ルボエは親類でガンビアと米国の二重国籍を持つファンタ・ジャワラ (Fanta Jawara) とともに逮捕された。また、UDP 幹部とその他の数名も逮捕された。憲法が平和的な抗議行動を認めているにもかかわらず、政府は、デモを行った者たちが警察の許可を得ていなかったことを理由に、この抗議行動を「不法」と表現した。

2015 年 4 月、暴徒鎮圧用装備を身につけた PIU 及び他の治安機関の要員が、オウセーヌー・ダルボエを含む野党 UDP の幹部と支持者のチームの行動を妨害した。このグループは、10 日間の遊説の初日に、ノースバンク地方のファス・ニャガ・チョイ (Fass Njaga Choi) 村に到着した。UDP は、拡声装置の使用について警察の許可を得ていなかったが、遊説を開始すると決定した。公共秩序法に基づき、公的な集会の開催を計画する政党は、拡声装置の使用許可を申請し、それぞれの集会の場所と日時の詳細を通知しなければならない。PIU は UDP のチームがファス・ニャガで集会を開くことも遊説を続けることも認めなかった。4 日間の緊張したにらみ合いが続いた後、警察は最終的に、UDP に遊説の継続を認める許可を発行した。

結社の自由

憲法及び法律では結社の自由を規定しており、政府は概して実際にこの権利を尊重した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由, 国内避難民, 難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では国内の移動、外国旅行、移民、帰還の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重した。

政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) やその他の人権団体と協力し、国内避難民、難民、亡命希望者、無国籍者その他の人々を支援した。UNHCR は、こうした保護と支援を提供するため、政府と国際移住機関、ガンビア赤十字協会、その他の機関との活動の調整を行った。

国内での移動：国境内での移動と居住の自由の権利に対していかなる制限もない。ECOWAS

の市民はガンビアへの入国にビザが必要とされない。また、ECOWAS の市民は、入国許可証、緊急移動許可証及び滞在延長に関わる手数料が免除されている。政府は時として警備のための検問所を戦略的な場所に設け、個人に身分証明書の提示を要求した。

外国旅行：政府は、しばしば逮捕時又はそのすぐ後に旅行書類を一時的に押収することにより、勾留後釈放された多くの人の外国旅行に制限をかけている。規則として、政府は全ての職員に対し、公的な出張で国外に赴く際には事前に大統領府から許可を得ることを要求した。2014 年、大統領は、国外で政府の職務を遂行する際の逃亡を犯罪とする刑法の改正に署名した。この改正によると、「政府が資金を提供するプログラムに基づいて、又はガンビアの代表としての責務を果たすために、ガンビアを出国し、そのプログラム又は責務の終了後にガンビアへの帰国を拒否することは法律違反」となる。この違反について有罪判決を受けると 50 万ダラシ（11,400 ドル）の罰金と 5 年の懲役に処せられる。

国外追放：知られている限り、ガンビアに帰国する権利を恣意的に剥奪された事例はなかった。2015 年 7 月、大統領は、国外に逃れた全ての市民に恩赦を拡張し、罪が許されて自由に帰国できると述べた。

（2016 年）10 月、政府は、帰国に必要な旅行文書の提供を政府が拒否したために外国で拘束されていた 11 名の市民に対し、旅行文書を発行した。最初の 2 名の被拘束者が（2016 年）10 月 25 日にガンビアに到着し、残りの方々もその後帰国した。

（2016 年）9 月 16 日、ガンビアの元内務大臣のオウスマン・ソンコ（Ousman Sonko）が解任された。ソンコは（2016 年）9 月 22 日に、スウェーデンに政治亡命を求めた。メディアの報道によると、ソンコは亡命申請を出すため、スウェーデンから、ガンビア出国後最初に入国した EU 加盟国であるスペインに強制的に移された。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では、2008 年難民法に基づき、難民の地位の付与を規定している。ガンビア難民委員会は難民の保護に関して UNHCR と協力した。

UNHCR は、基本的なニーズとサービスを支援し、生活プログラムを実施した。UNHCR の居住者代表によると、ガンビアに暮らすおよそ 8,000 人の難民の大部分はセネガルのカザマンズ紛争から逃げてきたセネガル人だということである。また、最近ではシエラレオネ、リベリア、トーゴ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ソマリア、エリトリア、スーダン、ギニアビサウからの少数の難民も受け入れている。UNHCR はこうした難民の多くはまだ出身

国に帰還していないと報告した。

第3節 政治プロセスへの参加の自由

憲法及び法律では、市民は自由で公正な選挙によって自分たちの政府を選ぶことができると規定している。しかし、2011年の大統領選に際して政府が有権者を脅し、与党がメディアを支配したため、市民はこの権利を十分に行使することができなかつた。2012年の国民議会選挙と2013年の地方政府選挙は、概して平和に行われた。この国には独立選挙委員会（IEC）があるが、大統領が司法委員会及び公共サービス委員会（Public Service Commission）との協議の上で IEC メンバーを指名する。現在の IEC のメンバーは全員その任期を過ぎている。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2012年、有権者は国民議会の議員を選出した。選挙の延期を含め、野党が提出した要求の受け入れを IEC が拒否したため、7つの野党のうち6つが選挙をボイコットした。ジャメ大統領率いる APR が 43 議席、野党の国民和解党（NRP）が 1 議席、無所属が 4 議席獲得した。2015年8月、大統領が APRC の現職、パ・マリック・セーサイ（Pa Malick Ceesay）を解任したのを受けて行われたローワー・サラム（Lower Saloum）選挙区の補欠選挙で、NRP がさらに 1 議席獲得した。

2013年の地方選挙において、選挙が行われた 45 選挙区のうち 10 選挙区で無所属候補が議席を獲得した。この選挙に参加した政党は与党 APRC と NRP のみであった。バンジュール・サンバ・ファール（Banjul Samba Faal）の現職市長（APRC）が無所属のアブドゥリー・バー（Abdoulie Bah）に大差で敗北した。2013年4月、選挙の前に、APRC は「党の行動規範に背く態度」を理由にバーを党から除名した。これを受けてバーは無所属として立候補することを決定し、バンジュールの劣悪な道路状況を選挙戦の訴えの焦点とした。

政党及び政治的な参加：APRC は国民議会の 48 議席中 42 議席を保有し、政治の風景において強い支配力を維持した。さらに 5 議席が大統領の指名によって決定された。APRC の党员であることには、政府取引の迅速化、一定の文書への容易なアクセス、雇用契約の保証などの利点があった。8つの野党が存在した。2015年5月、2016年の新たな選挙サイクルが始まる前に、6野党が共同で選挙改革と憲法改革の 13 の提案と要求を提示した。しかし、IEC も政府もこの提案に対応するために野党との会合を開かなかった。IEC のアリーユ・モマール・ンジャイ（Alieu Momarr Njai）議長は、13 の問題点の 1 つに対処するため、対話と協力のフォーラムとして政党間委員会（Interparty Committee）を活性化させた。ジ

ヤメ大統領のマンディンカ族に対する発言により、マンディンカ族の政治参加の権利が制約された。例えば、伝聞によると、(2016年)6月3日、Kanifing (カニフィング) 市議会の Talinding (タリンディング) で行われた政治集会において、大統領が国内最大の民族である(人口の42%を占める)マンディンカ族のメンバーを殺すと脅した。大統領は、「私たちはあなたたちを抹殺する。何者もそれを乗り越えることはできないだろう」、「デモをやりたい者はやって、何が起こるかを見るがいい」といった発言をしたと伝えられた。

女性及び少数民族の参加：観測筋は、女性の政治参加に文化的な制約があると指摘した。国民議会議員53名のうち、女性は4名であった。3名が選挙で選出され、1名が大統領に指名された。(2016)年末現在、21名の閣僚のうち、女性は副大統領を含む5名であった。また、村長1,873名のうち、女性は5名にすぎなかった。

議会又は内閣における少数民族の人々の比率については、利用できる統計がなかった。大統領とその政権の多くのメンバーは、少数民族であるジョラ族の出身である。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では公務員の汚職に刑事罰を規定しているが、政府はこの法律を効果的に執行しなかった。汚職を反映した世界銀行の最新の「*世界ガバナンス指標 (Worldwide Governance Indicators)*」は深刻な問題であった。

汚職：2016年、数人の公務員の汚職に関する訴追が行われた。例えば、(2016年)6月20日、大統領は、石油契約の資金を着服したとして、元大臣のシッラ・ウォリー・ヌドウ＝ヌジエ (Sirra Wally Ndow-Njie) を含め、石油省の現職及び元職の幹部10名を解任した。(2016年)7月6日の演説において、大統領は、石油省はドバイにある幽霊石油会社との契約に署名し、それによって5億2,800万ダラシ (1,200万ドル) の損失を発生させたと述べた。

資産公開：法律では、公務員(任命による者と選挙で選出された者の両方を含む)に資産公開を義務付けているが、政府がこれらの法律を執行することはほとんどなかった。この法律は資産公開を監視・検証する具体的な機関を定めていないが、大統領は、あらゆるカテゴリーの公務員又は民間人の調査を行うために司法調査委員を任命することができる。この委員会の会合が公開された。

情報の一般公開：憲法及び法律では政府情報の一般公開を規定していない。法律は公務員がそれぞれの省庁の長による事前の許可を得ることなく省庁に関する情報を暴露すること、

又は報道機関に話すことを禁止している。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府の制約にもかかわらず、いくつかの国内及び国際的な人権団体が活動を行った。それらの組織は時々、人権の問題に関する調査やその結果の公表を行うことができた。政府の職員が協力的であることや人権団体の見解に反応することはほとんどなかった。英国内務省の 2015 年の「ガンビアに関する国家情報とガイダンス報告書 (Country Information and Guidance Report on The Gambia)」には、「政府を批判した (又は批判したと受け止められた) 一部の人権活動家は、国の機関による嫌がらせ、逮捕、勾留、脅し及び不当な取扱いを受ける危険がある。彼らが拷問や強制的な行方不明に直面しているという報告がある」と述べられている。

1996 年の NGO 法は、煩わしい登録プロセスを定め、正式な登録要件が満たされている場合でさえ NGO の登録申請を却下することを政府に認め、予算と活動計画を毎年提出することを求めている。NGO の活動を大統領府の監督下に置くという 2010 年の決定により、制約が増大した。人権団体は自己検閲を行い、センシティブではない問題に重点を置いた。ほとんどの人権 NGO は、報復の恐れから、ガンビア国内での人権侵害について積極的な文書化や公的な報告を行わなかった。

政府は人権活動家にしばしば嫌がらせ、逮捕、拘束を行ってきたが、知られている限りで 2016 年に人権活動家が勾留された事例はなかった。

国連又はその他の国際組織：政府は、2016 年、EU、及び ECOWAS などその他の国際政府組織による人権問題に関連した訪問を認めた。しかし、政府は、そうした組織が訪問後に発表した報告書に対して、公式の対応をしなかった。(2016 年) 9 月 19-23 日、欧州議会の人権小委員会の代表団がガンビアを訪れた。この訪問の目的は、情報を集め、政府に人権の記録を改善するよう促し、人権に関するキャンペーンを支援することであった。代表団は国民議会、独立選挙委員会、オンブズマン、女性団体及び野党の代表と会った。EU 議会は、5 月の決議において、(2016 年) 4 月に行われた平和的抗議に対する政府の暴力的な鎮圧、UDP の幹部を含む抗議者の逮捕と拷問、及び (2016 年) 12 月の大統領選挙が自由かつ公正に行われる可能性について深刻な懸念を表明した。(2016 年) 5 月 5 日、ECOWAS-アフリカ連合-国連の合同使節団が政府官僚及び野党と会談した。この代表団は、(2016 年) 4 月 14 日と 16 日の抗議者の逮捕、取扱い、保釈の拒否、家族及び弁護士との面会拒否について懸念を表明したと伝えられている。

政府の人権団体：人権を促進及び保護し、脆弱な集団を支援するために、オンブズマン事務局が全国人権ユニット（National Human Rights Unit）（NHRU）を運営した。2016年、NHRUは、違法解雇、雇用の終了、不当な取扱い、不法な逮捕と勾留に関する苦情に対処した。（2016年）2月3日に国民議会に提出されたNHRUの報告書によると、オンブズマン事務局は2014年に127件の苦情を受理した。当局はこのうち42%を苦情申立者の有利に解決し、22%を実体がないとして却下し、12%を軽微な問題であるとして打ち切った。苦情の2%が取り下げられ、23%が審理中であった。

第6節 差別，社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦の刑罰は終身刑である。しかし、配偶者強姦を含め、強姦は広く見られる問題である。強姦未遂の最高刑は罰金の選択肢のない10年の懲役である。強姦と女性虐待の根絶を推進するNGOは、検察は強姦事件を積極的に訴追しないことが多いと述べた。例えば、（2016年）9月27日、*デイリー・オブザーバー*紙は、ガンビア川上流地方で「未成年の女子の集団強姦」で2名の少年を逮捕・勾留したと報じた。（2016年）10月17日、カニフィング治安裁判所のヒラリー・アベケ（Hilary Abeke）治安判事は、検察の証拠が矛盾しており疑わしいという理由で、バブカー・バー（Babucarr Bah）を釈放した。バーは強姦未遂、不法な拘禁、誘拐と拉致及び子どもの性的搾取を含む5つの罪で裁判にかけられていた。当局は2015年に警察に通報された少なくとも6件の強姦事件を起訴し、そのほとんどが有罪となった。配偶者強姦に対する法律は効果的に執行するのが困難であった。多くの人が配偶者強姦は犯罪でないと考え、通報しなかったからである。警察は一般に、配偶者強姦を司法外の家庭の問題であると考えていた。

法律では女性に対するいかなる形の暴力も禁止しており、違反の罰則を5万ダラシ（1,140ドル）の罰金若しくは最長2年の懲役、又はその両方と規定している。被害者は社会的汚名のためにドメスティック・バイオレンスをあまり報告せず、ほとんどの場合、家族のとりなしで和解した。訴追又は有罪判決を受けた虐待者に関する統計はなかった。政府は2013-17年、ジェンダーに基づく暴力（GBV）に関する国家行動計画を策定し、GBVの被害を受ける女性の割合を75%から30%に下げることが目標とした。2015年に発表された「*ガンビアの人口統計及び健康に関する調査2013年（Gambia 2013 Demographic and Health Survey）*」によると、GBVの被害を報告した女性の割合は、2013年に41%に低下した。

ガンビアで女性の権利擁護を行う主なNGOの1つ、女性と子どもの健康に影響する伝統的

慣習に関するガンビア委員会 (Gambia Committee on Traditional Practices Affecting the Health of Women and Children) (GAMCOTRAP) は、FGM/C と戦うための教育モジュールに GBV を含めた。別の団体であるガンビア女性弁護士協会 (Female Lawyers' Association of The Gambia) は、女性の権利について女性の教育を行い、しばしば無料でドメスティック・バイオレンス事件で女性を弁護した。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : 2015 年 12 月、国民議会は FGM/C を禁止する 2015 年女性改正法を可決した。この新しい法律は、女児の割礼を行ったことが見つかった者には、3 年以下の懲役、5 万ダラシ (1,140 ドル) の罰金又はその両方が科せられると規定している。また、この法律は、割礼が被害者の死亡を招いた場合には終身刑が適用されることもあると定めている。割礼が行われたことを知っていながらそれを通報しなかった共犯者は 10,000 ダラシ (227 ドル) の罰金刑に処せられることがある。(2016 年) 3 月 10 日、バンジュール治安裁判所は、ガンビア川下流地方 (LRR) のサンカンディ (Sankandi) 村キアング・ウェスト (Kiang West) で、FGM/C のために生後 5 か月の女児が死亡したのを受け、2 名の女性を 4 つの刑事犯罪で起訴した。被告のサンカル・ダルボエ (Sunkaru Darboe) とサフィアトゥ・ダルボエ (Saffiatou Darboe) は罪状を否認した。(2016 年) 3 月 21 日、バンジュール治安裁判所は、同裁判所に裁判権がないことから、この事件を LRR のマンサンコンコ (Mansankonko) 高等裁判所に移送した。(2016) 年末現在、この事件は係争中であつた。

国連児童基金 (UNICEF) は、2005-06 年の調査において、この国の 15 歳から 19 歳の女児・女性の 80% 近くが FGM/C を受けており、9 つの主要民族グループのうちの 7 つが誕生直後から 16 歳までの女児に FGM/C を行っていることを明らかにした。クリトリスと小陰唇の一部又は全部を切除する (大陰唇の切除は伴うことも伴わないこともある) タイプ 2 が最も広く行われていた。FGM/C は高学歴層と都市住民では少なかった。国家イマームであるムハメド・ラミン・トゥーレイ (Muhammed Lamin Touray) など一部の宗教指導者は、公にこの慣習を擁護した。

死亡を含め、FGM/C が引き起こす健康上の問題が報告されたが、利用できる正確な統計はなかった。GAMCOTRAP を含むいくつかの NGO が、この慣習をやめさせるための国民教育プログラムを実施し、メディアで FGM/C に強く反対した。2015 年、何人かの地区長、区評議員、長老会議のメンバー、宗教指導者、女性指導者、女性の割礼師が、FGM/C の有害な影響に関する GAMCOTRAP のセミナーに出席した。(2016 年) 2 月 3 日、GAMCOTRAP は、啓蒙と権利擁護の活動を強化し、FGM の普遍的な禁止とコミュニティ及び国のレベルでのその影響について情報を広めることを目的として、「国際 FGM ゼロトレランスデー」を挙行政した。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを禁止し、違反者には 1 年間の強制的な懲役を科すと規定している。GAMCOTRAP によると、市民はセクシャル・ハラスメントが職場や学校で広く見られる問題であると考えているが、それを警察に通報することはほとんどなかった。

性と生殖に関する権利：政府は、カップルや個人が子どもの数、出産の間隔及びタイミングを自ら決定する権利、自分の性と生殖に関する健康を管理する権利、並びに差別、強制又は暴力を受けることなくそれを行う情報と手段を持つ権利という基本的な権利を侵害しなかった。保健省によると、妊産婦死亡率は生児出生 10 万件あたり 360 件であった。世界保健機関（WHO）によると、出血多量、貧血、低年齢妊娠、閉塞性分娩が妊産婦死亡の主な原因であった。2015 年 9 月に世界銀行が発表した世界開発指標によると、15 歳から 49 歳の女性の避妊普及率は 13.3%であった。

差別：憲法では政治、経済、社会分野での女性の平等を規定している。法律では男女の平等な権利を規定し、ジェンダーに基づく差別を禁止している。しかし、憲法は、差別禁止の憲法規定は養子縁組、結婚、離婚、埋葬又は死亡時の財産権の移転には適用されないと定めており、女性は結婚、財産、相続の権利において幅広い差別を受けていた。

公式部門の雇用は男性と同じ給与で女性にも開かれており、他の種類の雇用（第 7 節 d 項参照）、信用の利用、企業の所有と経営、住宅又は教育でも法的な差別はなかった。しかし、上記の分野でも社会的な差別は残っており、企業が女性を雇用するのは概して食品販売や自給農業などの仕事であった。

シャリーアは人口の 90%以上を占めるムスリムの結婚、離婚、相続に適用される。女性は結婚を通してのみ土地にアクセスすることができ、土地は相続ではなく夫から借りることができるだけである。相続を通して分配される資産のうち女性が受け取る比率は、一般に男性よりも低かった。キリスト教徒に関係する市民の結婚と離婚の問題はそれぞれの教会と検事局が処理した。

結婚相手はしばしば家族が決めた。一部の民族集団は一夫多妻制であった。一夫多妻夫婦の女性たちは、その結婚から生じる財産権やその他の権利の問題を抱えていた。また、そうした女性たちは離婚の自由はあるが、夫のその後の結婚を承認しない権利、又はそれについて前もって通知を受ける権利は持っていなかった。副大統領府の下にある女性局が、女性の法的権利を規定するプログラムを監督している。活発に活動している女性の権利団体が存在した。

子ども

出生登録：子どもは国内での出生、又は両親のいずれかを通して市民権が与えられる。しかし、全ての親が出生を登録してはいなかった。公的な保健所でケアを受けるには子どもが診療所カードを持っていることが求められるが、これは出生登録がなくても取得することができた。子どもを学校に入学させるために出生証明書が必要とされることも多いが、親はそれを簡単に入手することができた。

教育：憲法及び法律では6歳から12歳の子どもに無償で初等義務教育を受けさせることを求めている。2014年、政府は、世界銀行と教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education）からの外部補助金を得て、2014-15年までに後期基礎教育（中学校）の全ての生徒、及び2015-16年までに後期中等教育（高校）の全ての生徒の学費を無料にする計画を発表した。当局は両方の変更を2015年9月までに実現した。しかし、無償初等教育制度の下でも、多くの場合、家庭は教科書、制服、昼食、学校基金の拠出金、試験の費用を支払わなければならない。

2015年、初等教育年齢の子どもの75%が小学校に在籍していると推定された。15%がイスラム学校（マドラサ）に在籍していた。女子は小学校の生徒のおよそ半分、高校の生徒の3分の1を占めていた。貧困と文化的な要因から親が娘を学校に通わせないことが多い農村部では、女子の在籍率が低かった。

児童虐待：時々、児童虐待の報告があった。当局は一般に、児童虐待の事例に気づいた場合には法を執行し、深刻な場合には刑事罰を科していた。

強姦の刑罰は終身刑である。法定年齢以下の児童の「冒流」及び「交接」はどちらも14年の懲役である。

2015年1月、高等裁判所は、4歳の女兒に対する強姦未遂の罪でママ・ムバイエ（Mama Mbaye）に重労働を伴う懲役7年の判決を下した。この事件は、2013年に西海岸地方のブルーファット（Brufut）村で起こった。

2014年、ガンビア川上流地方の警察は、10歳の女兒を強姦したとして、「S.C.」というイニシャルで知られる35歳の男を逮捕・勾留した。被告はジャンジャンブレア（Janjanbureh）刑務所で再勾留された。この事件は（2016）年末時点、バセ（Basse）の高等裁判所で係争中であった。

早期結婚及び強制結婚：結婚以外では 16 歳未満の少女との交際は重罪であり、結婚が可能な最低年齢は 12 歳である。憲法には「結婚は当事者同士の自由かつ完全な合意に基づく」と記されているが、多くの村で若い少女が結婚を強制されている。(2016 年) 5 月 31 日、健康・社会福祉省は、6 月 7 日に開始する全国的な「児童婚根絶キャンペーン」に参加するよう人々を促すプレスリリースを発表した。このキャンペーンは、子どもの早期結婚に関連した問題に関して意識を高め、主張活動を行うこと、及び特に女兒と女性への暴力に関連した人権保護の全国的な政策行動を支援することが目的であった。また、このキャンペーンは、児童婚の加害者の訴追を支援することも目指していた。(2016 年) 6 月 21 日、国民会議の議員らは、児童婚を犯罪とする 2016 年児童 (改正) 法を提出・可決した。新たに施行されたこの法律には、違反者は有罪となり、罰金刑の選択なく 20 年以下の懲役に処せられると定められている。2016 年児童 (改正) 法は子どもを「成熟に達していない 18 歳未満の者」と定義し、児童婚を「子どもと大人との結婚、又は子ども同士の結婚」と規定している。

UNICEF の 2010 年の複数指標報告書によると、15 歳未満で結婚した女性は 8.6%、18 歳未満で結婚した女性は 46.5%であった。政府は NGO のトスタン (Tostan) 及び UNICEF と協力し、早期結婚と強制結婚の根絶を目指す共同コミュニティ・エンパワメントプログラムに取り組んだ。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：上記の女性のセクションに説明されている。

児童の性的搾取：法律は営利目的の児童の性的搾取を 14 年の懲役、児童ポルノへの関与のを 5 年の懲役に処すと定めている。また、憲法には、16 歳未満の子どもは経済的搾取、及び子どもの健康若しくは身体的、知的、精神的、道徳的、社会的発達に有害な雇用から保護されると規定されている。同意に基づく性行為が認められる最低年齢は 18 歳である。国内の NGO は、しばしば家族を扶助しようとしている子どもが売春宿での売春において搾取されており、また遠隔地のゲストハウスやモーターに宿泊する旅行者が児童の性的搾取に関わっていると論じた。当局は、観光開発地域の治安要員に対し、容認できる理由なく主要なリゾート地域に近づく全ての未成年者を追い返すよう指示した。NGO は、コミュニティにおいても裁判所においても、児童の性的搾取の報告をコミュニティから警察へ、警察から裁判所へと移すのが難しいと報告した。NGO は、多くの困難の主な原因は、人々が個人的な家族の問題を秘密にしたがり、正規の制度外での解決を望むこの国の文化にあると指摘した。

国際的な子の奪取：ガンビアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。国別情報については、以下の URL で公開されている国務省の報

告を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

知られているユダヤ人コミュニティはなく、反ユダヤ的行動の報告もなかった。

人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では、障害者の差別又は搾取を禁止している。ただし、特に保健医療サービス、教育、雇用へのアクセスに関して、保護される障害の種類について明確に記されていない（第7節 d 項参照）。当局はこれらの規定を効果的に執行した。飛行機旅行やその他の交通アクセスに関する明示された法的保証はなく、障害者が建物にアクセスできるようにしなければならないという要件もない。この国の公的な建物の中で障害者がアクセスできるものはごくわずかであった。法律は、身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する差別を明示的に禁止してはおらず、障害者が情報又は通信にアクセスできなければならないと規定する法律やプログラムもない。法律は、障害者に関わる司法手続は障害を考慮しなければならないと定めている。

重い障害を持つ人は差別を経験しており、主に私的な施しによって生活していた。障害がそれほど重くない人は差別が少なく、身体的及び知的に可能な仕事を行うことができた。

障害者の権利の保護に責任を負っているのは保健省の社会福祉部である。同部は、障害児の教育を支援し、適切な技術を身につけさせるために、ガンビア視覚障害者団体 (Gambia Organization for the Visually Impaired) 及び聾・盲学校と協力した。しかし、障害児の多くは学校に通っていなかった。また、社会福祉部は、国際的なドナーと協力し、一部の障害者に車椅子を提供した。いくつかの NGO は障害者の権利に関する意識向上を目指して活動し、スポーツやその他の身体的活動への障害者の参加を促した。オンブズマン事務局の1ユニットである NHRU は、障害を持つ女性の権利の促進を目指す活動を行った。選挙実施日に、障害者には投票用紙記入所への優先的なアクセスが与えられた。

先住民族

2016 年、政府が先住民の市民権、政治的権利及び経済的権利を効果的に保護しなかったという報告があった。ジャメ大統領が 6 月の選挙集会において最大民族のマンディンカ族に向けて挑発的な発言をしたこと（上記第 3 節参照）は、国連のジェノサイド防止担当特別顧問の強い反応を引き起こした。（2016 年）6 月 10 日、同特別顧問は、そのような「痛烈な言辞」は歴史的に「残虐な犯罪の前兆であり、また強力な引き金になってきた」と述べた。

性的指向と性同一性に基づく暴力，差別及びその他の虐待

2014 年、大統領は、「悪質な同性愛」を終身刑で処罰すべき犯罪と位置付ける刑法改正法に署名した。この法案は、「悪質な同性愛」とは同性愛行為の累犯者又は過去に同性愛行為で有罪判決を受けた者、18 歳未満の者や他の脆弱な集団に属する者と同性愛関係を持つ者、及び HIV に感染し同性関係を持つ者を含むと定義している。

この改正に先立ち、法律により、公然と又は密かに「著しく下品な行為」を行った者、男性の性労働者を雇った者、又は他の男性と実際の性的接触を持った者に関し、5 年から 14 年の懲役を規定した。女性に適用される同様の法律はなかった。差別禁止法はレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）を保護していない。

2014 年、NIA は不法行為への関与の被疑者を標的とした治安出動を行った後、同性愛行為の疑いで 3 名を逮捕した。アリュール・サール (Alieu Sarr)、モマール・ソウェ (Momarr Sowe)、M. L. ビタイェ (M. L. Bittaye) の 3 名は、2014 年にバンジュールの治安判事の前に出頭した。これは「悪質な同性愛」改正に基づいて裁判が行われた初の事件であった。当局は後にこの事件を高等裁判所に移送した。2015 年 7 月、高等裁判所はサールとソウェに無罪判決を下し、2 人はその後ガンビアを離れた。3 番目の被告 M. L. ビタイェの裁判は（2016）年末時点で係争中であった。（2016 年）4 月 27 日、弁護人のボリー・トゥーレイ (Borry Touray) は、国が被告に不利な証言を行う証人を出すことができなかったとして、高等裁判所に「証拠不十分による閉廷」の申請を提出した。裁判官は国に対し、この申請への対応を命じた。（2016）年末現在、この事件は裁判所で係争中であった。

逮捕を恐れて LGBTI の市民が近隣諸国に逃れたという報告があった。

LGBTI の人々に対する強い社会的差別があった。国内に LGBTI の組織は存在しなかった。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 感染者に対する社会的な差別が感染者の特定と治療を妨げており、感染者は病状が明らかになったときにパートナーや親類から拒絶された。政府は HIV/AIDS 感染者のケア、治療及び支援を行う全国的な戦略計画を通し、多部門が協力して HIV/AIDS と戦うアプローチを取った。また、2015 年に開始されたこの計画には、高リスク集団に対する HIV 予防プログラムも含まれていた。グローバルファンド (Global Fund) は、2015 年 7 月から 2017 年 12 月までの期間に、この国の HIV/AIDS プログラムに 7 億 3,900 万ダラシ (1,680 万ドル) の拠出を続けた。政府の機関である国家エイズ事務局 (NAS) がこのプログラムの治療面を実行し、国際 NGO のアクション・エイド・ザ・ガンビア (Action Aid The Gambia) (AATG) がプログラムの予防面を実行すると期待されている。雇用、住宅、又は教育や医療へのアクセスに関して HIV に関連した汚名や差別の報告はなかった。

第 7 節 労働者の権利

a 労働組合結成の自由と団体交渉権

労働法は、公務員、家庭内労働者及び法の保護から除外されるその他の一定の労働者カテゴリーを除く労働者に、独立した組合を設立し、及びそれに参加する自由、合法ストライキを行う自由、及び団体交渉を行う自由を与えている。軍人、警察官、その他の公務員及び家庭内労働者は組合の結成又はストライキの実行が禁止されている。加えて、法律は、労働の問題に責任を負う大臣に対し、他のカテゴリーの労働者を労働法の保護から除外する権限を与えている。組合が認定されるためには登録が必要であり、組合を登録するには組合員が 50 人以上でなければならない。また、この法律は、組合の登録機関は理由なく労働組合の会計簿を調べることができると規定している。

この法律は、争議行為を開始する 14 日以上前 (必要不可欠なサービスに関わる場合には 28 日以上前) に労働監督官に書面で通知することを組合に求めるという形で、ストライキ権を制限している。警察官及び軍人は苦情処理ユニットにアクセスすることができ、公務員は苦情を公務員委員会又は政府の人事管理局に提出することができた。雇用者は、政治的な目的で行われると考えられる争議行為を禁止する差し止め命令の発出を裁判所に求めることができる。また、裁判所は、労働争議の集団和解合意に違反すると判断される行動を禁止することができる。法律はストライキ関連法を遵守したストライキ参加者の処罰を禁止している。雇用者は、合法的な組合活動の実行について、登録された組合の組合員を解

雇又は差別することはできず、また法律は組合活動のために解雇された労働者の復職を規定している。さらに、法律は、採用、訓練、雇用期間に関する最低の契約基準を定め、雇用契約は組合加入を禁止してはならないと規定している。労働法が執行されていないことが違反が絶えない現状の一因であった。労働法を支える個別の規則はない。議論を呼ぶ組合活動や労働争議がわずかにはあったが、政府は一般に労働法を効果的に執行しなかった。資源、調査及び改善策が不十分であった。

政府は一般に、労働法の範囲の結社の自由と団体交渉権を尊重した。労働者組織は政府や政党から独立していた。しかし、標的を定めた組合の解散を含め、政府が組合活動を妨害した事例が見られた。例えば、(2016年)1月25日、政府はガンビア全国輸送管理組合(Gambia National Transport Control Association) (GNTCA) が国の交通部門に関与することを禁止した。GNTCAの全ての構造、管理、システム及び(政府の承認を得ていない)料金が解体・解除・廃止された。政府は、物流と取引活動の全ての関係者に対し、その取引をガンビア歳入庁(Gambia Revenue Authority)を通して行うよう強制した。(2016年)2月21日、活動を禁止されたGNTCAの書記長、シェリフ・ディッバ(Sheriff Dibba)が勾留中に医療施設内で死亡した。ディッバとGNTCA執行部メンバー8名が経済犯罪で逮捕・起訴された。幹部らはディッバの死亡後、裁判所の保釈によって釈放された。登録申請した組合の登録を当局が拒否した事例はなかった。また、組合の指導者や組合員を標的とした政府又は雇用者による暴力、脅し、その他の虐待について、他に報告された事例もなかった。

労働組合は規模が小さく、ばらばらであったが、団体交渉は行われた。組合は政府の干渉なく交渉を行うことができた。しかし、組合には経験、組織、専門性が欠けており、しばしば政府に交渉の支援を求めた。組合と経営陣の間の団体交渉、調停、合意によって、概して法定最低賃金を超える組合員の賃金が決定された。労働省はほとんどの団体協約を登録した。それは3年間有効であり、その後更新することができた。

政府は、雇用者が解雇した労働者、又は雇用者の差別を受けた労働者を支援するための介入を行った。例えば、2015年、労働省とガンビア労働組合(Gambia Workers Union)は、キャピタルガス(Capital Gas)の従業員30名が不当解雇を訴えた事件を支援した。また、申し立てには残業代の不払い、年次休暇、社会保障費の不払いが含まれていた。キャピタルガスは和解案に合意し、元従業員に115万ダラシ(26,100ドル)を支払った。

団体交渉権の侵害、雇用者による交渉の拒否、労働者が選んだ組合以外の組合との交渉、及び交渉権を持つ労働者の雇用を避けるその他の雇用慣行の報告はなかった。

b 強制労働の禁止

憲法及び法律では児童労働を含むあらゆる形の強制労働を禁止しているが、政府はこれらの法律を効果的に執行しなかった。

当局は、この問題への感度を高め、その調査と根絶の方法に関する職員の教育を行うため、いくつかのプログラムに参加したが、児童労働は発生し続けた。女性と子どもが人身売買と営利目的の性的搾取の主な対象であった。資源が不十分であったため、法の執行が困難であった。労働法では奴隷労働又は強制労働を明示的に禁止していないが、契約の権利、結社の自由、団体交渉権、職場の懲戒手続などの重要な労働規則を含め、一般的な労働者の保護を定めている。罰則は違反を抑止するには不十分であった。

人身売買は重大な問題である。人身売買の被害者は最終的に露天商、性労働者、家事使用人になることが多い。ガンビアは強制労働と性的人身売買の被害を受けた女性と子どもの供給国であり、同時に流入国でもある。女性、女兒、及びそれより数は少ないが男児が、性的人身売買と家庭内奴隷労働の対象とされた。政府は人身売買根絶の最低基準を完全には遵守せず、そのための十分な努力もしなかった。

2016年、「マラブー (marabouts)」と呼ばれるコーランの教師が「アルムドゥ (almudus)」と呼ばれる生徒に路上で物品を売るよう強制したという警察及びソーシャルワーカーからの報告はなかった。警察が介入してマラブーにこの慣習をやめるよう命じて以来、これが行われることは稀になっている。

2015年8月、国営テレビ局は、ジャメ大統領の私的な農場で無償労働をする志願者の募集を放送した。大統領府の書記長であるラミン・ニャバリー (Lamin Nyabally) は、全ての省庁及び国有企業の長に対して、大統領の故郷であるカニライ (Kanilai) 村の農場で働くよう職員に指示する通達を出した。いくつかの報告によると、自治体と政府の職員はこれに参加することが期待されていたということである。伝聞によると、これを受け入れなかった村には国の資源が提供されなかった。公務員らは毎年求められるこの強制労働に応じなければ職を失うと理解していたと言われている。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

憲法では 16 歳未満の子どもの経済的搾取を禁じており、規則では 18 歳未満の子どもが搾取的労働又は危険な職業に就くことを禁じている。これには採鉱・採石、船員、重量物の運搬、重機の操作、アルコールを出す店での労働が含まれる。児童法は軽作業の最低年齢を 16 歳、非公式部門の見習いとして働く最低年齢を 12 歳と定めている。

労働省は児童労働に関する法律及び最悪の形態の児童労働条約に責任を負っているにもかかわらず、効果的にそれを実行しなかった。政府は 2016 年、児童労働を防止又は根絶するためいかなる措置も取らなかった。労働監督官 (labor commissioner) は、労働者の年齢を含む労働者カードの登録を行った。法律は労働監督官に対し、児童労働に関する法律を執行する権限を与えている。労働法の定めによると、児童の雇用に関する違反の罰則は最長 5 年の懲役及び 10 万ダラシ (2,270 ドル) の罰金である。また、児童法は、児童労働に関連した規則の違反者に対する懲役と罰金を定めている。これを実行するための調査はほとんど行われなかった。

非公式部門における児童労働は規制が困難であった。学費の上昇と収入の低迷のため、一部の家庭が子どもを学校に行かせることができず、これが児童労働を増加させた。都市部では、路上での物売り、家事労働者、タクシーやバスの助手として働く子どもが見られた。路上で物乞いする子どももいくらか存在した。また、14 歳から 17 歳の子どもは、大工、石工、配管、洋服仕立て、自動車修理で働く場合もあった。農村部の子どもは家族の農場で働いていた。

児童法の実施と違反容疑者の訴追も依然としてめったに行われなかった。違反の罰則 (15 歳から 50 歳の者の人身売買の最低懲役期間を含む) は、違反を抑止するのに不十分であった。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

憲法では人種、皮膚の色、ジェンダー、言語、宗教、政治的その他の意見、国籍又は社会的出自、障害、性別、財産、出生又はその他の地位に基づく差別を禁止している。

公式部門における雇用は男性と同じ給与で女性に開かれており、他の種類の雇用においても法的な差別は存在しなかった。しかし、社会的な差別は残っており、女性は一般に食品

販売や自給農業などの仕事で働いていた。また、法律では労働省の認可を得た民間企業における差別を禁止している（第6節参照）。

雇用又は職業に関して差別的慣行の報告はなかった。国際労働機関（ILO）は、政府は全般的に雇用差別の排除を支援したと報告した。法律で雇用と職業に関する差別を禁ずる基準を定めており、政府はこの法律を効果的に執行した。労働法に違反した者は、1件の犯罪ごとに5万ダラシ（1,140ドル）以下の罰金が科せられる。この罰則は違反を抑止するのに十分であるように思われた。

移民労働者も市民と同一の法的な保護、賃金、労働条件を享受している。

e 受入れ可能な労働条件

最低賃金は1日50ダラシ（1.14ドル）であった。ただし、これが適用されたのは公式部門で雇用されている労働者の20%にすぎなかった。政府はこの国の貧困ラインは1日1人あたり38ダラシ（0.86ドル）であると考えていた。雇用者はほとんどの労働者に最低賃金以上を支払っていた。最低賃金の実施には労働省が責任を負っている。労働者の大半は民間部門で雇用されているか、自営（しばしば農業）であった。ほとんどの市民は1人の労働者の収入で暮らしておらず、拡大家族の中で資源を共有していた。

1週間の基本的な法定労働時間は48時間であり、労働日が連続6日を超えてはならない。政府の労働時間には1日10時間、週4日（月曜日－木曜日）が含まれるが、学校では金曜日にも授業が行われ、民間は一般に月曜日から土曜日まで営業していた。1週間の労働時間に上限はなく、過剰な強制的残業の禁止もない。規則は30分間の昼休みを義務付けている。規則により、政府の職員は、勤続期間が1年になると1か月の年次有給休暇の権利が与えられる。政府はほとんどの政府職員に残業代を支払わなかった。しかし、臨時の職に就いている政府職員と民間の労働者には、時給計算された残業代が支払われた。民間の従業員には勤続年数により14日から30日の年次有給休暇が与えられた。外国人労働者又は移民労働者の例外はなかった。

法律は、指定された職業で働く従業員に雇用者が提供しなければならない安全設備を具体的に指定している。また、法律は労働省に対し、工場健康と安全、事故防止、危険職業の規制を行い、労働安全衛生基準の遵守に関する監督官を任命する権限を与えている。危険な職場で働く労働者は保護具と保護服を要求することができ、それらが得られないときには労働省に訴えることができる。法律は政府に雇用される外国人労働者を保護している。しかし、民間企業に雇用される外国人については、有効な労働許可証を持っている場合に

限り保護すると規定されている。

労働省は、賃金法と 1 週間当たりの労働時間の基準について、労働者がそれらの問題を提起した場合には効果的に法を執行した。

2015 年 5 月、労働組合の統括組織の 1 つであるガンビア労働会議 (Gambia Labor Congress) は、急騰するインフレによって多くの家庭が困窮していることを指摘し、政府に対して「公共部門と民間部門の両方において全般的な給与の見直しを実行する」ことを繰り返し要求した。通商・産業・地域協力・雇用省 (Ministry of Trade, Industry, Regional Cooperation, and Employment) は、(2016) 年末現在、この要求に回答していない。

2016 年、政府は労働者の権利の違反を防ぐため、又は特に危険な産業と脆弱な集団の労働条件を改善するための具体的な措置を取らなかった。

法律は、労働者が職を失う恐れなく健康又は安全が危険に曝された状況から逃れる手段を規定しておらず、当局はこうした状況にある労働者を効果的に保護しなかった。